役員の旅費等の支給に関する基準

１．この規定は、特定非営利活動法人フリースクール木のねっこ（以下「この法人」という。）の役員報酬規程第 2 条で定める役員の旅費等の支給に関してその基準を定めるものである。

２．役員への旅費等の支給は、役員の居住地又は勤務地等から理事会開催会場までの距離が100km を超える場合は、その実費を支給することとする。

３．この規定の改廃は、理事会の承認による。

４．この規定は、2020年 1月 7日から施行する。

2020年 1月 7 日理事会承認